

薬生食輸発1211第1号
平成29年12月11日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「輸入鯨肉の取扱いについて」の一部改正について

輸入鯨肉については、「輸入鯨肉の取扱いについて」(平成26年9月2日付け食安輸発0902第1号(最終改正:平成28年11月9日付け生食輸発1109第1号)。以下「通知」という。)にて取り扱っているところです。

今般、アイスランド及びノルウェー政府からPCBの自主検査結果の受入れについて要望があり、三カ国において協議を行った結果を踏まえ、通知の一部を別紙のとおり改正することとしたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

○「輸入鯨肉の取扱いについて」（平成26年9月2日食安輸発0902第1号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">食安輸発0902第1号 平成26年9月2日 <u>（最終改正：平成29年12月11日）</u></p> <p>各検疫所長 殿</p> <p style="text-align: center;">医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 （公印省略）</p> <p style="text-align: center;">輸入鯨肉の取扱いについて</p> <p>（略）</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 全個体について、水銀、PCB、アルドリン及びディルドリン（総和として。）並びにクロルデン（cis-クロルデン、trans-クロルデン及び代謝物のオキシクロルデンの和）に係る検査を、次の優先順位に従い、いずれかの部位について実施するよう指導すること。 なお、輸入者よりあらかじめ検査該当部位の自主検査結果が提出された場合は、検査の指導は不要とすること。 <u>また、PCBについては、別添に示す要件を満たすPCB₇の自主検査結果が提出された場合も検査の指導は不要とすること。</u> （優先順位） （略）</p> <p>3.（略）</p> <p style="text-align: right;"><u>別添</u></p> <p style="text-align: center;"><u>輸入鯨肉のPCB₇試験成績書受入れ要件</u></p> <p><u>1 対象</u></p> <p><u>（1）アイスランドから輸入される北大西洋で採捕されたナガスクジラ</u> <u>（Balaenoptera physalus）</u></p> <p><u>（2）ノルウェーから輸入されるノルウェー海域で採捕されたミンククジラ</u> <u>（Balaenoptera acutorostrata）</u></p>	<p style="text-align: center;">食安輸発0902第1号 平成26年9月2日 <u>（最終改正：平成28年11月9日）</u></p> <p>各検疫所長 殿</p> <p style="text-align: center;">医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 （公印省略）</p> <p style="text-align: center;">輸入鯨肉の取扱いについて</p> <p>（略）</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 全個体について、水銀、PCB、アルドリン及びディルドリン（総和として。）並びにクロルデン（cis-クロルデン、trans-クロルデン及び代謝物のオキシクロルデンの和）に係る検査を、次の優先順位に従い、いずれかの部位について実施するよう指導すること。 なお、輸入者よりあらかじめ検査該当部位の自主検査結果が提出された場合は、検査の指導は不要とすること。 （優先順位） （略）</p> <p>3.（略）</p> <p>（新設）</p>

2 試験を実施する外国公的検査機関

(1) アイスランド

Innovation Center Iceland, Department of Analytical Chemistry

(2) ノルウェー

National Institute of Nutrition and Seafood Research(NIFES)

3 PCB₇ (PCB₂₈、PCB₅₂、PCB₁₀₁、PCB₁₁₈、PCB₁₃₈、PCB₁₅₃及びPCB₁₈₀の和) の暫定的上限値※を超えないもの。なお、検査結果は小数点以下2けたまで求めること。

(1) アイスランドから輸入されるナガスクジラ : 0.19 ppm

(2) ノルウェーから輸入されるミンククジラ : 0.20 ppm

※PCB検査結果とPCB₇検査結果の相関性に基づいて設定した上限値

4 次の情報が記載されていること

(1) 検査機関の名称及び住所

(2) 依頼者の名称及び住所

(3) 鯨の個体番号

(4) 鯨種

(5) 捕鯨海域

(6) 検査部位

(7) 検査項目

(8) 検査結果

(9) 試験成績書の発行年月日

(10) 成績書番号

5 その他

1～4の要件を確認できない試験成績書を受付けた場合は、検疫所業務管理室を通じて当室まで連絡すること。

食安輸発0902第1号
平成26年9月2日
(最終改正：平成29年12月11日)

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

輸入鯨肉の取扱いについて

標記については、平成23年5月11日付け食安輸発0511第1号にて通知しているところですが、輸入時のモニタリング検査の結果、基準値を超えるディルドリン及びクロルデンが検出されていること、また、過去の検査実績を踏まえ、今後は下記のとおり取り扱うこととするので対応方よろしくお願ひします。

なお、平成23年5月11日付け食安輸発0511第1号通知は、当該通知をもって廃止します。

記

1. 輸入届出は個体毎とし、部位（筋肉、畝須、皮、舌、尾羽、かぶら骨、肝臓、腎臓、心臓等）別に欄部により届出するよう指導すること。
2. 全個体について、水銀、PCB、アルドリン及びディルドリン（総和として。）並びにクロルデン（cis-クロルデン、trans-クロルデン及び代謝物のオキシクロルデンの和）に係る検査を、次の優先順位に従い、いずれかの部位について実施するよう指導すること。
なお、輸入者よりあらかじめ検査該当部位の自主検査結果が提出された場合は、検査の指導は不要とすること。
また、PCBについては、別添に示す要件を満すPCB7の自主検査結果が提出された場合も検査の指導は不要とすること。
(優先順位)
水銀：
①肝臓 ②腎臓 ③筋肉又は心臓 ④舌 ⑤畝須 ⑥皮又は尾羽 ⑦かぶら骨
PCB：
①皮又は尾羽 ②畝須 ③舌 ④筋肉、肝臓、腎臓又は心臓 ⑤かぶら骨
アルドリン及びディルドリン、クロルデン：
①皮又は尾羽 ②畝須 ③舌 ④筋肉、肝臓、腎臓又は心臓 ⑤かぶら骨
3. 本日以降日本に到着する輸入鯨肉について、該当年度の輸入食品等モニタリング計画に基づき、残留農薬項目の検査を実施すること。

輸入鯨肉のPCB₇試験成績書受入れ要件

1 対象

- (1) アイスランドから輸入される北大西洋で採捕されたナガスクジラ
(*Balaenoptera physalus*)
- (2) ノルウェーから輸入されるノルウェー海域で採捕されたミンククジラ
(*Balaenoptera acutorostrata*)

2 試験を実施する外国公的検査機関

- (1) アイスランド
Innovation Center Iceland, Department of Analytical Chemistry
- (2) ノルウェー
National Institute of Nutrition and Seafood Research(NIFES)

3 PCB₇ (PCB₂₈、PCB₅₂、PCB₁₀₁、PCB₁₁₈、PCB₁₃₈、PCB₁₅₃及びPCB₁₈₀の和) の暫定的上限値※を超えないもの。なお、検査結果は小数点以下2けたまで求めること。

- (1) アイスランドから輸入されるナガスクジラ : 0.19 ppm
 - (2) ノルウェーから輸入されるミンククジラ : 0.20 ppm
- ※PCB検査結果とPCB₇検査結果の相関性に基づいて設定した上限値

4 次の情報が記載されていること

- (1) 検査機関の名称及び住所
- (2) 依頼者の名称及び住所
- (3) 鯨の個体番号
- (4) 鯨種
- (5) 捕鯨海域
- (6) 検査部位
- (7) 検査項目
- (8) 検査結果
- (9) 試験成績書の発行年月日
- (10) 成績書番号

5 その他

1～4の要件を確認できない試験成績書を受付けた場合は、検疫所業務管理室を通じて当室まで連絡すること。